

第2次久米南町地球温暖化対策実行計画

平成27年3月

久米南町

目 次

| | |
|---------------------------------|----------|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1. 計画目的 | 1 |
| 2. 基準年度・計画期間・目標年度 | 1 |
| 3. 対象範囲 | 1 |
| 4. 対象とする温室効果ガス | 1 |
| 第2章 温室効果ガス排出量の算定 | 2 |
| 1. 算定方法 | 2 |
| 2. 活動項目別排出量 | 2 |
| 3. 活動項目別排出割合 | 2 |
| 第3章 削減目標 | 3 |
| 1. 削減目標 | 3 |
| 2. 活動項目別削減目標 | 3 |
| 第4章 削減に向けた具体的な取り組み | 3 |
| 1. 燃料使用量の削減 | 3 |
| 2. 電気使用量の削減 | 3 |
| 3. その他の取り組み | 4 |
| 第5章 推進と点検・評価 | 4 |
| 1. 推進体制 | 4 |
| 2. 実施状況の点検・評価 | 4 |
| 3. 公表 | 4 |
| (参考) 関係法令等 | 5 |

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定義務がある温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

平成21年度から平成25年度までの5年間を計画期間とする「久米南町地球温暖化対策実行計画」では、目標年度を平成25年度と定め、基準年度である平成20年度比で温室効果ガスを6%削減する目標を掲げ、様々な取り組みを進めてきました。

引き続き計画的に地球温暖化対策を推進するため、「第2次久米南町地球温暖化対策実行計画」を策定します。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

この計画は、基準年度を平成25年度とし、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。目標年度については、平成30年度とします。

なお、本計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 対象範囲

対象範囲は、原則として本町が行う全ての事務・事業及びその施設等とします。ただし、外部機関へ委託等により実施しているものについては、計画の対象範囲外としますが、温室効果ガス排出抑制について、必要な措置を講じるように要請するものとします。

また、具体的な施設等は以下のとおりとします。

| 課名 | 施設等 |
|-------|--|
| 総務企画課 | 久米南町役場庁舎、公用車 |
| 保健福祉課 | 久米南町立弓削保育園、久米南町立誕生寺保育園、久米南町立神目保育園 |
| 産業建設課 | 久米南町リゾートセンター治部邸、久米南美しい森、久米南町交流館棚田の里北庄 |
| 上下水道課 | 久米南浄化センター |
| 教育課 | 久米南町中央公民館、久米南町公民館弓削支館、久米南町公民館誕生寺支館、久米南町公民館竜山支館、久米南町公民館神目支館、もむらふれあい交流館、久米南町文化センター、久米南町図書館、久米南町民運動公園、久米南町立弓削小学校、久米南町立誕生寺小学校、久米南町立神目小学校、久米南町立久米南中学校、久米南町立学校給食センター |

4. 対象とする温室効果ガス

この計画の対象となる温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる6種類のガスのうち二酸化炭素(CO2)を対象とします。

第2章 温室効果ガス排出量の算定

1. 算定方法

温室効果ガスの排出量は、活動項目ごとに把握した活動量に、対応する排出係数を乗じた後、さらに地球温暖化係数を乗じることによって、二酸化炭素換算にした温室効果ガス排出量を算定します。

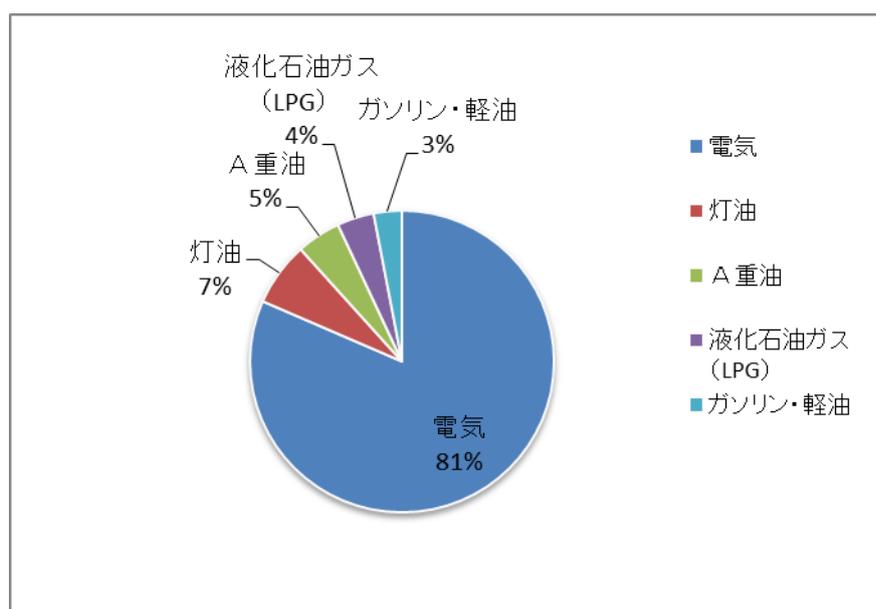
2. 活動項目別排出量

基準年度（平成25年度）の温室効果ガスの活動項目別排出量は、以下のとおりです。

| 活動項目 | 単位 | 活動量 (使用量) | 排出係数 | 地球温暖化 係数 | 排出量(kg-CO2) |
|---------------------|----------------|--------------|-------|-------------|-------------|
| ガソリン | L | 14,034 | 2.32 | 1 | 32,558 |
| 灯油 | L | 32,835 | 2.49 | | 81,759 |
| 軽油 | L | 1,284 | 2.58 | | 3,312 |
| A重油 | L | 20,749 | 2.71 | | 56,229 |
| 液化石油ガス (LPG) | m ³ | 7,867 | 5.96 | | 46,887 |
| 電気 | kWh | 1,339,077 | 0.728 | | 974,848 |
| 温室効果ガス総排出量 (kg-CO2) | | | | | 1,195,593 |

3. 活動項目別排出割合

基準年度（平成25年度）の温室効果ガスの活動項目別排出割合は、以下のとおりです。



第3章 削減目標

1. 削減目標

目標年度（平成30年度）の温室効果ガスの排出量は、基準年度（平成25年度）と比較して約5%削減することを目指します。

2. 活動項目別削減目標

| 活動項目 | 単位 | 排出量(kg-CO2) | |
|-------------|----------------|------------------|------------------|
| | | 基準年度 (平成25年度) | 目標年度 (平成30年度) |
| ガソリン | L | 32,558 | 30,930 |
| 灯油 | L | 81,759 | 77,671 |
| 軽油 | L | 3,312 | 3,146 |
| A重油 | L | 56,229 | 53,417 |
| 液化石油ガス(LPG) | m ³ | 46,887 | 44,542 |
| 電気 | kWh | 974,848 | 926,105 |
| 合計 | | 1,195,593 | 1,135,811 |

第4章 削減に向けた具体的な取り組み

1. 燃料使用量の削減

【ガソリン・軽油】

- アイドリングストップに努め、省エネ運転を心がけます。
- 公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図ります。

【灯油・A重油】

- ボイラー等の定期的な整備、点検及び適正な運転管理を行います。

【液化石油ガス】

- ガスコンロは、火の調節に気を付け、効果的に利用します。
- 給湯設備は、支障のない範囲で低めの温度に設定します。

2. 電気使用量の削減

- 会議室、トイレ等に利用者がいない場合は消灯します。
- 昼休み、帰庁時、時間外勤務時は不要な電灯を消灯します。
- 帰庁時、OA機器の電源を切ります。
- 更新・導入の際は、消費電力の少ないものを検討します。
- 冷房は28度以上、暖房は20度以下の温度に設定します。
- 使用しない部屋の冷暖房機器の電源を切ります。

3. その他の取り組み

【用紙等使用量の削減】

- 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- 使用済用紙の裏面利用や、使用済封筒の再利用に努めます。
- ミスコピーの防止のため、コピー前に設定を確認します。
- リサイクル用紙の購入に努めます。
- 庁内メールや庁内回覧を活用します。

【水道使用量の削減】

- 日常的な節水に努めます。
- 自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努めます。
- 洗剤、洗い水の使用量を最低限とします。

【ごみの減量・リサイクル促進】

- 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図ります。
- ごみの分別を徹底するとともに、再資源化に努めます。
- 詰め替えやリサイクル可能な事務用品等の利用に努めます。
- 使い捨て容器の購入は極力控えます。

【新・省エネルギーの推進】

- 更新・新規施設に新エネルギー機器の導入を検討します。
- 更新・新規施設は断熱構造、光や風が取り込むよう、省エネルギーに配慮したものを検討します。
- 新エネルギー、省エネルギー導入のための各種補助事業を積極的に活用します。

【職員等の意識啓発】

- クールビズ、ウォームビズを推進します。
- 職員自らが地球温暖化防止に率先して取り組みます。

第5章 推進と点検・評価

1. 推進体制

- (1) 全機関が主体的に取り組むことを原則とします。
- (2) 実効性を確保するため、各機関の長等はそれぞれの関係機関における推進責任者として、実行計画の趣旨、内容を職員に周知徹底し、率先して実行するとともに、実践しやすい環境づくりに努め、取り組み状況の把握、管理を行います。

2. 実施状況の点検・評価

定期的に行う実行計画の取組状況の把握、点検をし、評価、見直し等を行い、目標達成に努めます。

3. 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、町ホームページにより公表します。

(参考) 関係法令等

地球温暖化対策の推進に関する法律（関係部分抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

京都議定書目標達成計画（関係部分抜粋）

第3章 目標達成のための対策と施策

第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

2. 「地方公共団体」の基本的役割

（1）地域の特性に応じた対策の実施

地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。

例えば、省CO₂型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。

（2）率先した取組の実施

地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画を策定し、実施する。

（3）地域住民等への情報提供と活動推進

都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策協議会が指定、委嘱、組織されている場合は、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

第2節 地球温暖化対策及び施策

2. 横断的施策

(4) 公的機関の率先的取組の基本的事項

② 地方公共団体の実行計画等

都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第20条の3に基づき「当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」（以下「地方公共団体の実行計画」という。）を策定することが義務付けられている。

策定に際しては、国が策定するマニュアルを参考にしつつ、「政府の実行計画」の規定に準じて策定すること、特に以下の点に留意することが期待される。

● 目標

- ・ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標と達成期限を掲げる。

● 対象範囲

- ・ 地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、こうした事業についても対象とする。
- ・ 特に、庁舎等の使用電力について、省CO₂化を図る。

● 評価体制

- ・ 定期的実施状況の点検を行い、その結果を公表する。
- ・ 点検結果の公表に当たっては、総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、施設単位あるいは組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行うなどの評価を行い、これを合わせて公表する。

なお国は透明性の確保の観点から、地方公共団体の公表した結果について取りまとめ、一覧性をもって公表するものとする。

また、地方公共団体はグリーン購入法に基づき、環境物品等の調達を推進を図るための方針を作成するなどにより、グリーン購入の取組に努めるものとする。